

BusiNest「地域未来創業スクール（ローカル・ゼブラ起業塾）」
受講者募集要項

中小企業大学校東京校内にて運営している創業支援施設 BusiNest（ビジネスト）では、「地域未来創業スクール（ローカル・ゼブラ起業塾）」の受講者を募集します。

「地域未来創業スクール」は、地域社会における課題をビジネスとして解決しようとする起業家や事業者に対して、社会的価値と経済的価値を両立するビジネスデザインに向けたコンテンツをご提供するものです。地域課題の深掘りや解決策（プロダクト・サービス）の立案・ブラッシュアップ、マネタイズ手法、パートナー・サポーターの集め方等、地域課題解決型ビジネスに必要な不可欠なエレメントを、座学・ワークショップ・ディスカッション・個別相談（メンタリング）を通じて、体系的に学んでいただきます。募集内容の詳細については、下記をご覧ください。

記

1. 「地域未来創業スクール」受講者（以下「受講者」と略す。）の資格要件

次の全ての項目に該当する方

- ・ 公序良俗に反しない事業に取り組んでいる、又は取り組もうとしている方
- ・ 積極的に本セミナーに参加し、講師や他の受講者、運営スタッフと協調性をもって取り組める方
- ・ 下記「7. 支援プログラム」における全5回の集合型セミナーにおいて、毎回の出席が可能な方
- ・ 本セミナー終了後、事業の実現状況等に関するアンケート調査にご協力いただける方

2. 対象者

次の①～③のいずれかに該当する方（申込み内容の審査有り）

- ①社会課題・地域課題を解決するビジネスで創業を考えている方
 - ②地域課題解決型のビジネスをブラッシュアップしたい方
 - ③解決したい地域課題はあるが、ビジネスアイデアが固まらない方
- ※経営コンサルタント事業者の受講は不可

3. 定員

10名（最低催行人数：4名）

※受講決定者が4名に満たない場合は、本セミナーの開催を中止とさせていただきますので、ご了承ください。

4. 開催場所

BusiNest 3階 セミナールーム ※オンライン参加は不可となります。
（東京都東大和市桜が丘 2-137-5 中小企業大学校 東京校内）

5. 受講期間

令和7年9月26日～令和7年11月7日

6. 支援の内容

本コースでは、受講者がセミナー、ワークショップ等に参加して、地域課題解決型

ビジネスにおけるアイデア・プランの解像度を上げるための学び・気づきを得ていただくための支援を行います。

7. 支援プログラム

- ・第1回 9/26（金）13時30分-16時30分
「マインドセット（事例等から学ぶ地域課題解決型ビジネス）」
 - ・第2回 10/ 3（金）13時30分-16時30分
「ビジネスデザイン（社会的価値と経済的価値の両立を目指して）」
 - ・第3回 10/10（金）13時30分-16時30分
「ビジネスプランの中間発表・フォローアップ」
 - ・第4回 10/24（金）13時30分-16時30分
「地域課題解決型ビジネスの人材連携・販路・財務」
 - ・第5回 11/ 7（金）13時30分-16時30分
「ビジネスプランの最終発表」
- ※第4回～第5回の期間内において、希望者には個別相談会（ビジネスプランのブラッシュアップ）を適時実施。

8. 受講料

無料

※但し、開催場所までの交通費等については自己負担となります。

9. 申込受付期間

令和7年8月8日（金）～令和7年9月17日（水）

10. 申込受付方法

募集ホームページよりお申込みください。

なお「BusiNest 利用規約」を必ずご確認の上、お申込みを行ってください。

11. 受講決定方法

申込を受理した後、申込みフォームの記載内容等を審査したうえで、決定します。

受理した案件より先着順で審査を行い、受講決定者数が定員に達した時点で募集を締め切ります。応募者数が定員に達しない場合でも、受講決定を見送らせていただくこともございます。

また、過去の BusiNest 利用状況や受講目的等により利用者としない場合があることもご承知おきください。

※受講不可となる主な例

- ・過去において「BusiNest 利用規約」等を守らなかったことがある者
- ・連鎖販売取引ビジネスを実施している、また実施したことがある者
- ・営業や勧誘が入会目的である者
- ・反社会的な活動をしている、また活動をしていた者

12. 結果の通知

結果については、可否に関わらず、申込受理後の約1週間以内にメールにより通知します。なお、審査内容及び結果の理由に関しては、一切お答えしかねますのでご了承ください。

1 3. 受講の取り消しについて

受講者が以下の①～⑤に該当するときは、通知催告を要さず直ちに受講の許可を取り消させていただくことがあります。

- ①虚偽申告等不正行為が判明したとき。
- ②BusiNest 利用規約第 7 条に規定する禁止行為を行ったとき。
- ③BusiNest の施設や設備等を故意又は重大な過失により毀損・滅失したとき、又はそのおそれがあると認められるとき。
- ④支援の継続が不可能であると機構が判断したとき。
- ⑤上記①～④のほか、機構が定める事項に違反した場合において機構が特に必要と判断したとき。

1 4. 問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構

関東本部 ビジネススタートアップセンター (BusiNest)

「地域未来創業スクール」担当者

〒207-8515 東京都東大和市桜が丘 2-137-5

中小企業大学校東京校東大和寮 3 階 BusiNest

電話 : 042-565-1195 F A X : 042-565-1205

e-mail : businest@smrj.go.jp